

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一二八七番一 地先まで	区 間
一一・一三 一七・五〇	一一・一三 二八・四二	敷地の幅員 (メートル)
一九三・三一	一九九・五九	(メートル) 延 長
		備 考